

変更箇所一覧

ページ	修正前						修正後							
	読み替え規定について 義務教育学校が開設される令和8年度以降、下記の語句については記載のとおり読み替えることとする。						読み替え規定について 義務教育学校が開設校される令和8年度以降、下記の語句については記載のとおり読み替えることとする。							
45	◎歩道などの道路、使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度 など						◎歩道などの道路、使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度 など							
55	【ファミリー・サポート・センター事業延利用者数】 (単位:人)						【ファミリー・サポート・センター事業延利用者数】 (単位:人)							
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の 見込み	低学年	10	10	10	10	10	量の 見込み	未就学児	50	50	50	50	50
		高学年	5	5	5	5	5		低学年	10	10	10	10	10
	確保の 方策	低学年	10	10	10	10	10	確保の 方策	高学年	5	5	5	5	5
		高学年	5	5	5	5	5		未就学児	50	50	50	50	50
							確保の 方策	低学年	10	10	10	10	10	
								高学年	5	5	5	5	5	
56	【幼稚園型以外の一時的預かりの延べ利用者数】 (単位:人)						【幼稚園型以外保育所の一時的預かりの延べ利用者数】 (単位:人)							
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み		1,196	1,197	1,198	1,199	1,199	量の見込み		1,146+1,196	1,147+1,197	1,148+1,198	1,149+1,199	1,149+1,199
	保育所の一時的預かり (幼稚園型以外)		1,146	1,147	1,148	1,149	1,149	保育所の一時的預かり (幼稚園型以外)		1,146	1,147	1,148	1,149	1,149
	子育て援助活動支援 事業		50	50	50	50	50	子育て援助活動支援 事業		50	50	50	50	50
	確保の方策		2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	確保の方策		2,930+2,980	2,930+2,980	2,930+2,980	2,930+2,980	2,930+2,980
	保育所の一時的預かり (幼稚園型以外)		2,930	2,930	2,930	2,930	2,930	保育所の一時的預かり (幼稚園型以外)		2,930	2,930	2,930	2,930	2,930
	子育て援助活動支援 事業		50	50	50	50	50	子育て援助活動支援 事業		50	50	50	50	50

変更箇所一覧

ページ	修正前			修正後		
58～60	追加			※学童保育所及び放課後子ども教室に係る連携の推進等について以下省略		
61	新(17)産後ケア事業 出産後、育児等の支援が必要な産後1年未満の母親と赤ちゃんを対象に、宿泊型の母子産後ショートステイや、通所型の母乳外来などの方法により、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。			新(17)産後ケア事業 出産後、育児等の支援が必要な産後1年未満の母親と赤ちゃん 出産又は 出生後1年を超えない母子 を対象に、宿泊型の母子産後ショートステイや、通所型の母乳外来などの方法により、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。		
65	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	ブックスタート	赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆつくりと、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、絵本をプレゼントする。	図書館管理係	ブックスタート	赤ちゃん乳児 と保護者が絵本を介してゆつくりと、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、絵本をプレゼントする。	図書館管理係
68	③ 学齢期における子どもの成長への支援 【施策の方向性】 子どもを取り巻く社会環境などの急激な変化に対し、より良い環境においてより質の高い学校教育を提供するため、本市では令和8年度より市内小中学校を統合のうえ、小学校の課程と中学校の課程を一貫した義務教育学校を開設します。			③ 学齢期における子どもの成長への支援 【施策の方向性】 子どもを取り巻く社会環境などの急激な変化に対し、より良い環境においてより質の高い学校教育を提供するため、本市では 令和7年度より小中一貫教育を本格実施するとともに 、令和8年度より市内小中学校を統合の うえ、小学校の課程と中学校の課程を一貫したし 、義務教育学校を開設校します。		
72	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	親子わいわいすぼ一つらんど	講師(地域おこし協力隊、スポーツ推進協力員等)の指導のもと、幼児が親と一緒に運動を行う。(スポーツ教室)	スポーツ振興課 振興係	親子わいわいすぼ一つらんど	講師(地域おこし協力隊、スポーツ推進協力員等)の指導のもと、幼児が親と一緒に運動を行う。 (スポーツ教室)	スポーツ振興課 振興係
72	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
	少年スポーツ教室	少年スポーツ教室について、4種目(軟式野球、ミニバスケットボール、剣道、サッカー)を各競技連盟に委託のうえ開催する。(スポーツ教室)	スポーツ振興課 振興係	少年スポーツ教室	少年スポーツ教室について、 4種目(軟式野球、ミニバスケットボール、剣道、サッカー) を各競技連盟に委託のうえ開催する。 (スポーツ教室)	スポーツ振興課 振興係

変更箇所一覧

ページ	修正前	修正後
73	⑤ 配慮が必要な子どもへの支援 【施策の方向性】 成長・発達に心配な点がある子どもに対し、療育活動等を行う児童発達支援サービス(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)の受給者数の状況について、平成30年度と令和5年度を比較すると、児童発達が25人から34人へ、放課後等デイが33人から44人へ増加しています。特別支援学級の在籍者数を同様に比較した場合、小学校で27人から35人へ、中学校で11人から18人へと増加傾向を示しています。また、文部科学省の調査(令和4年)では、通常学級における学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の推定値が8.8%となっています。	⑤ 配慮が必要な子どもへの支援 【施策の方向性】 成長・発達に心配な点がある子どもに対し、療育活動等を行う児童発達支援サービス(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)の受給者数の状況について、平成30年度と令和5年度を比較すると、児童発達が25人から34人へ、放課後等デイが33人から44人へともに増加しています。特別支援学級の在籍者数を同様に比較した場合 においても、小学校で27人から35人へ、中学校で11人から18人 とともに増加傾向を示しています。また、文部科学省の調査(令和4年)では、通常学級における学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の推定値が8.8%は小学生が10.4%、中学生が5.6%となっています。
75	⑥ 保育士・教職員等の資質の向上 【施策の方向性】 近年、「デジタル技術で社会や生活の形をより良いものに革新する」DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が定着し、市内保育所や幼稚園においてもICTソフトを導入することで、業務の効率化を図りながら保育・幼児教育に係る質の向上を目指すとともに、感染症の予防対策などチームとして取り組む課題について組織的な研修を行うなど、資質の向上に努めています。 また、小中学校においても、デジタル教材の使用やオンライン学習など、質の高い教育を実践するための取組を進めるとともに、令和8年度からの義務教育学校の開校に向けて、9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育の導入・推進を図るため、中学校教員の乗り入れ授業や小中学校教員の合同研修会を実施しています。	⑥ 保育士・教職員等の資質の向上 【施策の方向性】 近年、「デジタル技術で社会や生活の形をより良いものに革新する」DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が定着し、市内保育所や幼稚園においてもICTソフトを導入することで、業務の効率化を図りながら保育・幼児教育に係る質の向上を目指すとともに、感染症の予防対策などチームとして取り組む課題について組織的な研修を行うなど、資質の向上に努めています。 また、小中学校においても、デジタル教材の使用やオンライン学習など、質の高い教育を実践するための取組を進めるとともに、令和8年度からの義務教育学校の開校に向けて、令和7年度より9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育の導入・推進を図るためし、中学校教員の乗り入れ授業や小中学校教員の合同研修会を実施しています。
77	① 子育てに関する相談体制・学習機会の充実 【施策の方向性】 アンケート調査における「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」という質問の回答について、「とてもそう思う」「そう思う」の合計が就学前保護者で32.1%、小学生保護者で44.8%となっているのに対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は就学前保護者で40.5%、小学生保護者で32.9%を占め、現状として「子育ての相談ができる場」については課題が残る結果となっています。 本市では子育てに関する相談体制として、ふれあいセンターで実施している子育て世代包括支援センター事業や、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所の園開放事業など様々な機会や窓口を設けていますが、その一方で「どのような内容でも“まずこちらへ”」という第一義的な役割を果たす窓口については、わかりにくい状況となっていました。 本計画期間においては、令和7年度から子育て世代包括支援センター事業と子育て支援課で相談対応を実施している児童福祉機能を一体とした総合相談窓口として「子ども家庭センター」を市役所庁舎内に設置し、保健師等を配置することで母子保健から児童福祉に関する内容まで一体的な相談対応が可能となる体制を構築します。また、情報化社会の進展に伴い、現在はインターネットやSNSなど子育てに関する情報を容易に取得できる環境が整っていますが、より確かな情報を「直接見聞したい、学びたい」という保護者のニーズに応えるため、市からの情報発信及び学習機会の提供に努めていきます。	① 子育てに関する相談体制・学習機会の充実 【施策の方向性】 アンケート調査における「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」という質問の回答について、「とてもそう思う」「そう思う」の合計が就学前保護者で32.1%、小学生保護者で44.8%となっているのに対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は就学前保護者で40.5%、小学生保護者で32.9%を占め、現状として「子育ての相談ができる場」については課題が残る結果となっています。 本市では子育てに関する相談体制として、ふれあいセンターで実施している子育て世代包括支援センター事業や、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所の園開放事業など様々な機会や窓口を設けていますが、その一方で「どのような内容でも“まずこちらへ”という第一義的な役割を果たす窓口については、子育てに関する悩みをどの窓口にも相談すれば良いのか、わかりにくい状況となっていました。 本計画期間においては、令和7年度から子育て世代包括支援センター事業と子育て支援課で相談対応を実施している児童福祉機能を一体とした総合相談窓口として「子ども家庭センター」を市役所庁舎内に設置し、保健師等を配置することで母子保健から児童福祉に関する内容まで一体的な相談対応が可能となる体制を構築します。し、積極的な相談体制をとるよう努めます。また、情報化社会の進展に伴い、現在はインターネットやSNSなど子育てに関する情報を容易に取得できる環境が整っていますが、より確かな情報を「直接見聞したい、学びたい」という保護者のニーズに応えるため、市からの情報発信及び学習機会の提供に努めていきます。

変更箇所一覧

ページ	修正前			修正後		
	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
78	病児病後児保育所施設情報紙の発行	市内保育施設等に通う家庭に対して、病児病後児保育所施設の利用状況や感染症の注意喚起を図るなど、「おたより」を毎月発行することで、保護者に対する情報提供を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。	子育て支援課 子ども保育係	病児・病後児保育所施設情報紙の発行	市内保育施設等に通う家庭に対して、病児・病後児保育所施設の利用状況や感染症の注意喚起を図るなど、「おたより」を毎月発行することで、保護者に対する情報提供を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。	子育て支援課 子ども保育係
	 【病児病後児保育所施設情報紙】			 【病児・病後児保育所施設情報紙】		
79	追加			(オ)子育てに関する相談機会の提供		
				事業名	事業内容	担当部署
				ペアレントメンター派遣事業の活用	北海道において実施している、発達障がいのある子どもを持つ親の相談相手となるペアレントメンター(同様に障がいのある子どもを育てた経験がある親)派遣事業について周知し、保護者の相談機会の充実を図る。	社会福祉課 社会福祉係
81	③ 母子保健サービスの充実 【施策の方向性】 略 本計画期間においては、特定不妊治療の一部が医療保険適用された以降に設けた自己負担額や先進不妊治療費への独自の助成制度を継続し、出産を希望される世帯への経済的支援を行うとともに、妊娠初期から出産後も保健師が面談等を通じてアドバイス等を行う伴走型相談支援事業も引き続き取り組んでいきます。また、出産後における心身の休養と育児支援や発育確認を行う産後ケア事業を継続して実施します。乳幼児健診では医療機関で受診する1ヶ月児健診について、令和6年度から費用の助成を開始しており、令和7年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信などを実施していく予定であり、安心して子どもを産み育てられる環境をより充実することで、母子保健に係る切れ目のない支援に努めていきます。			③ 母子保健サービスの充実 【施策の方向性】 略 本計画期間においては、特定不妊治療の一部が医療保険適用された以降に設けた自己負担額や先進不妊治療費への独自の助成制度を継続し、出産を希望される世帯への経済的支援を行うとともに、妊娠初期から出産後も保健師が面談等を通じてアドバイス等を行う伴走型相談支援事業も引き続き取り組んでいきます。また、出産後における心身の休養と育児支援や発育確認授乳ケア等を行う産後ケア事業を拡大して継続して実施します。乳幼児健診では医療機関で受診する1ヶ月児健診について、令和6年度から費用の助成を開始しており、令和7年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信などを実施していく予定であり、安心して子どもを産み育てられる環境をより充実することで、母子保健に係る切れ目のない支援に努めていきます。		

変更箇所一覧

ページ	修正前			修正後		
	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
81	先進不妊治療費助成事業	医療保険適用となる不妊治療(生殖補助医療)と併用して、医療保険対象外となる先進医療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、1回の治療当たり自己負担額の7割(3万5千円を上限)及び自宅から治療を受けた医療機関までの距離に応じて交通費の一部(1回の治療につき上限5回)を助成する。	ふれあいセンター保健予防係	先進不妊治療費等助成事業	医療保険適用となる不妊治療(生殖補助医療)と併用して、医療保険対象外となる先進医療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、1回の治療当たり自己負担額の7割(3万5千円を上限)及び自宅から治療を受けた医療機関までの距離に応じて交通費の一部(1回の治療につき上限5回)を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
81	妊婦等包括支援事業(伴走型相談支援事業)	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等により妊娠・出産・子育てに関わる必要な情報を提供するとともに、支援や相談に応じる。	ふれあいセンター保健予防係	妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援事業)	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等により妊娠・出産・子育てに関わる必要な情報を提供するとともに、支援や相談に応じる。	ふれあいセンター保健予防係
82	マザークラス参加費助成事業	市立病院で行われているマザークラス(前中期と後期)への参加費について、クーポン券を発行して各1回ずつ助成する。(母子健康手帳交付時、転入の方はセンターでの手続き時にクーポン券を発行する)	ふれあいセンター保健予防係	マザークラス等参加費助成事業	市立病院で行われているマザークラス等(前中期と後期)への参加費について、クーポン券を発行して各1回ずつ助成する。(母子健康手帳交付時、転入の方はセンターでの手続き時にクーポン券を発行する)	ふれあいセンター保健予防係
83	乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、発達状況を保護者とともに確認し必要な支援を行う。また、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	ふれあいセンター保健予防係	乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、発達状況を保護者とともに確認し必要な支援を行う。また、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが が を健やかに育成できる環境整備を図る。	ふれあいセンター保健予防係
83	産後ケア事業	産後1年未満までの母親と赤ちゃんを対象に、母親の心身の休養と赤ちゃんへの授乳などの育児支援や発育確認を行う。宿泊型と通所型があり、委託する医療機関等において利用ができる。利用したケアに係る費用の一部を助成する。	ふれあいセンター保健予防係	産後ケア事業	産後1年未満までの母親と赤ちゃん 出産又は出生後1年を超えない母子を対象に、母親の心身の休養と赤ちゃんへの授乳などの育児支援や発育確認を行う。宿泊型と通所型があり、委託する医療機関等において利用ができる。利用したケアに係る費用の一部を助成する。	ふれあいセンター保健予防係

変更箇所一覧

ページ	修正前			修正後		
	事業名	事業内容	担当部署	事業名	事業内容	担当部署
89	安全な歩道など道路の整備	歩道等の改修事業においてバリアフリー（段差解消）による整備や、ユニバーサルデザインに基づく市道整備を行う。	土木課土木係	削除		
89	公営住宅の管理	子育てに配慮した暮らしやすい部屋の大きさの確保と世帯向けなど多様な形態に対応するよう建設した住宅について、引き続き維持管理していくとともに、公営住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う公園・遊具などの維持管理を行う。	建築住宅課住宅係	公営住宅の管理	子育てに配慮した暮らしやすい部屋の大きさの確保と世帯向けなど多様な形態に対応するよう建設した住宅について、引き続き維持管理していく公営住宅等長寿命化計画に基づき、引き続き良質な住宅を提供するとともに、公営住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う公園・遊具などの維持管理を行う。	建築住宅課住宅係
94	母子世帯向け住宅の管理	20歳未満の子どもを扶養している母子で、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置できるよう、公営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。	建築住宅課住宅係	母子世帯向け住宅の管理	20歳未満の子どもを扶養している母子で世帯について、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置入居希望があった際に対応できるよう、公営市営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。	建築住宅課住宅係